

令和7年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和7年6月17日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	佐々木康仁君
まちづくり推進課長	赤間恵一君
こども・健康課長	石川建祐君
高齢者支援課長	林俊英君
住民・出納課長	金澤眞澄君
農林課長	加藤勝廣君
建設課長	森岡彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田慎一君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局主査	留田篤史君
------------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一君
事務局次長	飯野真有君
総務担当主査	遠藤浩一君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 一般質問＜P 3～P 20＞ |
| 日程第 2 | 議案第 76 号 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 2 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 3 | 議案第 77 号 令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 4 | 議案第 78 号 令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 5 | 議案第 79 号 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 6 | 議案第 80 号 令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 7 | 議案第 81 号 令和 7 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 8 | 議案第 82 号 令和 7 年度足寄町下水道事業会計補正予算（第 1 号）＜P 20～P 30＞ |
| 日程第 9 | 議案第 83 号 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）＜P 20～P 30＞ |
| 追加日程第 1 | 意見書案第 5 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書＜P 30～P 31＞ |
| 追加日程第 2 | 意見書案第 6 号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書＜P 31＞ |
| 追加日程第 3 | 議案第 84 号 （仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について＜P 31～P 33＞ |
| 追加日程第 4 | 議案第 85 号 特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約について＜P 33～P 36＞ |
| 追加日程第 5 | 議案第 86 号 児童生徒用タブレットパソコン一式購入売買契約について＜P 36～P 37＞ |
| 追加日程第 6 | 議案第 87 号 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 3 号）＜P 37～P 38＞ |
| 追加日程第 7 | 議案第 88 号 令和 7 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 2 号）＜P 37～P 38＞ |
| 追加日程第 8 | 議員派遣の件＜P 38～P 39＞ |
| 追加日程第 9 | 閉会中継続調査申出書（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P 39＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

次に、議案第76号から議案第83号までの令和7年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

12番二川 靖君。

（12番二川 靖君 登壇）

○12番（二川 靖君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をしたいと思います。

件名、野生鳥獣による被害対策について。

北海道の調査によると、令和5年度野生鳥獣による農業被害が、エゾシカで51億900万円、令和5年度のエゾシカの推定生息数が73万頭と発表されています。

足寄町においても、令和4年度・5年度、被害額が1億円を超え、令和6年度も約1億9,000万円に上る被害額が出ています。このことを踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

1、令和4年度から6年度までの猟銃を所持しているハンター数と年齢構成及びくくりわな、箱わなの申請人数をお示し願いたい。

2、令和4年度から6年度までのエゾシカの駆除頭数と一般狩猟の頭数をお示し願いたい。

3、鹿柵補修など、令和4年度から6年度までの3か年で、生産者が鹿対策資材の購入に当たり約4,100万円の支出をしているようだが、資材等の高騰など大変苦慮していると聞いている。

また、農協・生産者・Jパワーが協力し、仙美里ダム周辺に新規鹿柵を設置すると聞いている。鹿柵について、町として押さえている課題、生産者及び農協からの要望はないのか、お聞かせ願いたい。

4、北斗草地について、鹿の被害と運送面のコストから個人の借入れが年々減少し、大規模草地育成牧場に大きく負担がかかっているようだが、町としてどのように押さえているのか、お示し願いたい。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の「野生鳥獣による被害対策について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「令和4年度から6年度までの猟銃を所持しているハンター数と年齢構成及びくくりわな・箱わなの申請人数」ですが、令和4年度の猟銃を所持しているハンター数は33人で、年齢構成は30代8人、40代3人、50代7人、60代5人、70代以上が10人となっています。

令和5年度のハンター数は34人で、30代8人、40代5人、50代6人、60

代5人、70代以上10人となっています。

令和6年度のハンター数は33人で、30代5人、40代8人、50代5人、60代4人、70代以上11人となっております。

くくりわなの申請人数は、令和4年度が33人、令和5年度は31人、令和6年度も31人となっています。

箱わなの申請人数は、令和4年度が9人、令和5年度も9人、令和6年度は13人となっています。

2点目の「令和4年度から6年度までのエゾシカの駆除頭数と一般狩猟の頭数」ですが、令和4年度の有害駆除は1,993頭で、一般狩猟は275頭、令和5年度の有害駆除は2,308頭で、一般狩猟は342頭、令和6年度の有害駆除は2,817頭で、一般狩猟は150頭となっています。

3点目の「鹿柵について、町として押さえている課題、生産者及び農協からの要望」ですが、本町の鹿柵は、平成8年度から平成24年度にかけて町内一円の整備を終え、エゾシカ侵入の大きな抑止力となっていますが、設置から20年以上が経過し、老朽化により木柱や河川横断幕の破損も見受けられるようになっています。現在の国の補助制度では、新設や既存施設の延長等でない限り十分な補助を受けることができないのが実態であり、エゾシカによる農作物被害を減少させるためにも、鹿柵の維持補修経費を含めた補助制度の拡充について、あらゆる機会を通じて国への要望を継続してまいります。

また、以前はエゾシカによる被害が比較的少なく、鹿柵の設置がない郊南地区において、生産者や足寄町農業協同組合から設置の要望があることから、令和8年度の新規設置に向け、関係機関との協議を進めています。

4点目の「北斗草地について、鹿の被害と運送面のコストから個人の借入れが年々

減少し、大規模草地育成牧場に大きく負担がかかっているようだが、町としてどのように押さえているのか」についてですが、本年度から着工する道営草地整備事業足寄地区として、北斗草地を整備する予定であることから、鹿の食害を受けにくい草種を選ぶことで、今後は収穫量を確保できるものと考えています。

また、北斗草地は足寄町農業協同組合の所有地であり、基本的には所有者が適切に管理すべきものと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） ただいま町長からいろいろ説明がありました。

1点目なのですがけれども、猟銃を所持している者については、大体令和4年から6年度まではほとんど変わらないという状態なのかなと思っております。30代の若い方が8人だとか5人だとかという数字で、3名減っているというのがちょっと気になる場所なのですけれども、いずれにしても、ハンターの方でなりわいに行っている方というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 狩猟を主にして生活をしている方というのは、今押さえている段階では1名と思っております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、課長から1名ということで報告がありましたけれども、聞くところによると若い方がなりわいで入ってきているという話を聞いてはいるのですけれども、なりわいとしている者が

1名なのかというのがちょっとクエスチョンがつくのかなと。今、押さえていないのであれば、それはそれでしかたないのかなと思っていますけれども、いずれにしても、鳥獣駆除については、なりわいの人が生計が立てられるようなことでないといけないのかなと思って聞いております。

本州のほうから移住をしてきているという方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、多分、猟友会の総会等々で話を聞けば収集できるのかなと思っていますし、今年度は総会も終わっていてあれなのかなと思っていますけれども、そういったことで町としても、そういったなりわいということでしている方がいれば押さえていただきたいと思っていますし、そういう人が例えばいれば、どのくらい一般狩猟で捕っているのかとか、駆除で捕っているのかという部分の押さえをしていくならば、どのくらいの金額になって生活ができていけるのかということも調査していくべきなのかなと思っていますので、それはそれで猟友会の中にお聞きして、そういったことで今後以降調べていただきたいと思っていますので、そこら辺よろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） あくまでも、有害駆除ということで農業被害が発生していますよというところでの駆除ということになっていますので、例えばプロのハンターがいらっしゃるでも、その中で例えばあなたには何頭の駆除をお願いして、これだけの収入が上がるので、それで生計立てられますよねだとかという話にはならない話だと思っています。あくまでも有害駆除という中で、それぞれ取り組んでいただいているというのが実態かなと。

本当のプロというところでいけば、狩猟期間の間だとか、そういったところだとか、それからふだんまた違う形で狩猟に関わってだとかということになるのかなと

思っていますので、一般的にプロに近いような方たちがいて、有害駆除でかなりの収入を上げているという方たちはいらっしゃると思いますが、その方たちがプロなのかと、プロのハンターなのかというところは非常に判断としては難しいかなと思っています。ですので、先ほども言いましたように、この方に何頭の駆除をお願いしますよだとかということで、一定の収入がこれ以上上がって、生計が立てられるかどうかだとかという話には、今段階ではならないかなと思っています。

今段階でいくと、猟友会の会員の方たちも60人ぐらいいらっしゃると思いますが、昔から比べればかなり少なくなっているのですけれども、お話があるように、本州のほうから狩猟を主にやりたいという思いで足寄に引っ越してこられて、有害駆除だとかに積極的に取り組んでいただいているという方たちがいらっしゃるって、非常にそういった意味では、町としては助かっている部分、ありがたいなと思っている部分というのはあるわけですが、ただ、実際のところしていくと、それをなりわいとするかどうかといったところは、町としてなかなかそここのところにきちんと関わっていくということにはならないのかなと考えているところでもあります。

先ほども言いましたように、1名くらいの方は、本当に一生懸命有害駆除をやっていただいて、駆除頭数も多いと。また、そのほかにも非常に頭数多く駆除していただいている方もいらっしゃるの、そういう人たちもかなりの、そういった意味では駆除した部分の報酬というか報償金というか、そういったものは支払っている部分というのはあるのかなと考えております。

今段階で、プロか、プロではないだとかといったところは、なかなか判断しづらい部分なのかなと考えているところでもありますので、御理解いただければと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、町長のおっしゃることは十二分に分かっているつもりでいるのです。ただ、プロというか、なりわいにしていくという部分では、そういう方たちが足寄町に移住してきて生活ができるのだよということは、町が発信するのではなくても、猟友会の中だとか、例えばその周りの方たちに、移住してきて生活ができるのだよということを、町でなくても広めていってほしいという思いがあるのですよね。町がやるというのはやはりきついなという思いはあります。だけれども、猟友会の中でそういった話が出て、なりわいになるよということが広まれば、また新規にハンターさんも足寄町に来て住んでもらってということになるのかなというふうに考えたので、この一般質問の中でなりわいについてのお話をさせていただいているということでありますし、昔に入ってきた方もなりわいにしてやっている方もいるみたいですし、そうしたことで、少しでも農業被害を減らすという部分では、ほかのところから来て、なりわいになるのだよということで、町が発信できないのだとすれば、猟友会の中でハンターさんたちが外に向けて出していただきたいという思いがあるので、猟友会と話ししてできないものかなという、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 猟友会の方たちも、先ほど言いましたように60人ぐらいいて、中にはくくりわなだけだとかということで、鉄砲を持っていない方たちもいらっしゃるのですが、猟友会の会員さんが60人いるといっても、実際にわなで駆除するというのもありますけれども、鉄砲で駆除するという方たちはちょっと少なくなっていて、先ほど言った30人ちょっとぐらいな

のかなと思っています。

現状としては、今2,000頭以上、2,500頭ぐらいの駆除をしていますが、被害がなかなか減っていないという状況の中では、まだまだ駆除の頭数としては足りないのかもしれないなというところはあるのかなと思います。ただ、いろいろ予算の関係もありますので、農協と町とで相談しながらとか、それから国の補助だとかもらいながらという形でやっていますので、そういったところで一定の駆除の頭数というのも決まってくるのかなと思います。

ただ、今はある程度駆除の頭数も一定の頭数捕ってきてはいるわけですが、今後の部分でいけば、年々、若い人たちも入ってはきていますけれども、高齢化はしていくだろうと。そういった部分で、本当にきちんと動けて駆除していただける人たちが減ってくるということなども出てきたときに、いろいろな意見がありますけれども、プロの方たちをもっともっと呼んでだとか、場所によっては役場の職員が鉄砲の免許を取ってやったらどうかだとかという人もいたりだとか、いろいろな意見はありますけれども、そういうことも将来的には考えていかなければならない部分でもあると思いますし、現状で足りているか足りていないかといったところはなかなか難しいところではありますが、今までも特に町から何かアプローチをして、新しい人たちが入ってきているということではなくて、新しい人たちが入ってきている部分というのは、猟友会の方たちだとかのネットワークという部分があるのかなというふうに思っています。そういった部分は、多分猟友会の人たちでいろいろと話をして、本州の人たちとのネットワークだとかというのがあったり、あと、足寄で鹿が非常に多くて農作物の被害が多いといった部分なども含めて、そういう情報がいって、新しく若い人たちで、足寄でなりわいに行っているかどうか分かりませんが、足寄でそう

いう猟をやりたいなと言っている方たちも入ってきているのだらうと思いますので、そういった部分は、猟友会の人たちの中できつともってそういうネットワークができているというところから派生してきている部分だらうなと思っております。

また、猟友会の皆さんにも、事務局は役場のほうで持っていますので、いろいろとお話をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 分かりました。分かりましたというのは分かってはいないのですけれども、実は、私も令和3年度の第4回定例会でこの一般質問をさせていただいています。令和元年から、その当時は3年度までの駆除頭数というのは約1,400頭が平均で、農業被害額も1億円前後ということで推移してきたという中なのですけれども、それ以降については、今、町長のほうから答弁があったように、だんだん駆除頭数も倍になっているのですけれども、被害額も約倍になっているということ、そして推定生息数も大体倍になっているということで、いたちごっこで捕っても増えていく、捕っても増えていく、そういった状況が出ているのかなというふうに思っています。

それで、1点目のハンターさんとか、くくりわなだとかいろいろやって、60名のうち三十何名でしたか、本当に鉄砲を所持している方ということで、今、K&Dというところで駆除した鹿を買い取っていただいているということで、幾ばくか、去年度あたりからは駆除する方についても売れるということで、報償金プラスそういったことになっているのかなというふうに思っています。そういったことで、そういった企業があつて、またうまくいっているのかなと思っておりますけれども、そこで、令和

3年度の一般質問の中でも、報償費についてもお話をさせていただいていますけれども、今、報償費についてはどのようになっているのか、再度お伺いしたいなと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 報償費につきましては、去年、令和6年度から、町と農協の部分を500円ずつ上げまして、国からが7,000円、町とJAから3,500円ずつということで、合計の1万4,000円ということになってございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 国から7,000円、町が3,500円、農協が3,500円、合計1万4,000円ということで、分かりました。令和6年度から500円ずつ上がったということで。

それで、500円ずつ上がったのはいいのですけれども、道で指定されている捕獲頭数というのは何頭なのでしょうか。足寄町に指定されてきますね。今、ないのですか。すみません。昔はあったのですよね。何頭以内、雌何頭、雄何頭というのが昔あったはずです。今、全くなかったのでしょうかね。ちょっとそこら辺、教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今、鳥獣害防止計画というのがありまして、そこで捕獲の計画頭数を立てていまして、去年はたしか2,800頭、今年が2,900頭ということで計画をしております。雄、雌というのはちょっと計画にはないです。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 昔、ちょっと記憶にあったものですから、雄、雌というのは頭数制限の中であったということで、道

の計画の中にあったのかなというふうに思っています。

それで、今年度については2,900頭が対象になっているということで、例えば昨年2,817頭を捕っていますね。一般狩猟では150頭という中で、一般狩猟は関係ないのですけれども、この2,900という数字が、昨年度の2,800を超えたから2,900ということになっているのか。それとも、町のほうからこのくらい捕っていかなければ農業被害は減らないよということで、道にお願いしているのか、そこら辺お願いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） こちらの鳥獣害防止計画、これが捕獲をする頭数を計画するものでございまして、今年2,900頭というのは、鳥獣害防止計画で捕るのが一応2,500頭という予定をしまして、シカ特事業というのが去年から始まっているというのか、ずっとあったのですけれども、去年からちょっと条件緩和になってできるようになりまして、それから去年が300頭の予定、今年はそれをプラス400頭ということで2,900頭ということにしております。道のほうに申請するというのか、一応この計画で狩猟しますということで出しているということでございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そういうことなのですね。ちょっと私の認識していないところがありまして。総数が2,900頭ということで、これが例えば熊か何かのときだったのかな、それがちょっと頭数ぎりぎり間に合わないということが何年か前にありましたよね。例えば今回鹿が大きく増えて、有害駆除のところで2,900頭近くなったら、やめてしまうということになってしまうのか、道ともそういう話はしていないのでしょうかね。計画は計画であって

も、そこを超えてしまうということで考えたときに、どうなのかなというのか、仮定というのか想定の話でちょっと悪いのですけれども、町としては2,900頭になるといったときに、まだまだ被害があるので、捕れるのでもう少し増やしてほしいという要望は聞いてくれるのか、聞いてくれないのか、これだけ頭数増えているので、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 計画の中で2,900頭ということでありましてけれども、実際のところ、言ってみれば計画にのっとって国のほうも補助を出していただけるという形になっているので、それを超えた場合、補助だとかそういった部分では非常に厳しくなる可能性はあるかなと思っています。ほかのところの、全体として予算的に余裕があればその部分を足寄にまた回してもらえだとかということがあるかもしれませんが、そういう調整だとかというのはできるのかなと思っています。

あと、町からの報償を渡すという部分もなきにしもあらずなのですが、それにしてもやはり町も同じような計画の中でやっていますので、予算的にはその一定程度限界があるというのか。今までも、時期的にまだまだ期間があって、農作物がまだまだ畑にあるよという時期に予算的にはかなり厳しくなってきたよねというところでいくと、あと、ハンターさんだとかとも話をしながら、国の補助は出ないけれどもだとか、あと、町と農協でまた話はしなければなりませんけれども、先ほど言ったように折半、3,500円、3,500円で報償を出しているとなると、その分の手当をどうするのかだとかといったところもありますが、そこで終わりというわけにはいかないよねという時期に、一定程度の頭数を捕ってしまうだとかということが起こり得るということもあるので、その部分はその時点その時点でまたいろいろと道だと

か、それから農協だとかと相談しながら、またハンターさんたちとも相談しながら、この後どうしていくのかといった部分は話をしながら、そういうことで進めてきているというのは実態としてはあるのかなと思っています。

もともと何年か前までは本当に2,000頭までいっていないような状況の中で、急激に最近増えてきているということでいけば、今後の推移というのもどうなっていくのかというのはなかなか難しいところですが、生息数そのものが増えているのか、やはり被害も増えている部分もありますので、一定程度いろいろなことを勘案しながら頭数を決めてきているというのは実態なのかなと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今の町長のお話を聞いて、町として農協と協議をしていくという姿勢が見えましたけれども、それにしても道の計画がどうなのかなとずっと思っているのですね。道の計画で言えば、令和4年、5年、6年度というのは結果報告が出ているのですよね。例えばこの結果報告を見ても、足寄町の被害、すごく大きいのですよね。道内でも1、2番になっているということで、4年、5年、6年ですか、そういったことを踏まえて、多分頭数も設定はしているのかなとは思っているのですけれども、そういった頭数設定についても、全道一円で見ても足寄町は被害が大きいということで、来年度に向けても、それぞれ道のほうにもお話をさせていただいたらありがたいかなと思っていますし、ここでちょっとあれなのですから、この被害額が1億9,000万円に上るということで、頭数もかなり捕ってきているということなのですから、それで今、町長がおっしゃるように、2,900頭を超えたときには町と農協がそれぞれ協議しながら考

えていきたい、そのタイミングがあるのかなというふうに思っていますけれども、例えば、この被害について、役場と農協と生産者が、道のほうに、こうすることで被害が大きいのでどうにか対応を願いたいという陳情というのはしたことはあるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 最近でいけば、そういう部分の陳情というか要望だとかという部分はないかなと思っています。過去にはあったかもしれないですけども、最近ではないと。特に、私、町長になってからはそういう要望はしたことがないということであります。

ただ、十勝圏活性化推進期成会だとかでは、常にそういう有害駆除が、農作物の農業被害というのが出ていますよということで、その対策というのをきちんと取ってくださいという部分の要望というのは常に出ていますし、それは足寄町だけではなくて、ほかのまちからも出てきている、そういった部分が多いと思っていますし、また最近でいけば、だんだん被害がどこのまちも増えてきているというのが実態ですので、特に足寄は、先ほどもお話があったように多いですけども、ほかのまちもだんだん増えてきているというのは言われています。そういったことで、国だとか道だとかに対する要望というのは、足寄町としては独自ではやっていませんけれども、十勝管内全体でやっているというのは実態としてあります。

鹿柵なども、そういった意味で、足寄町が多分ほかに先駆けて鹿柵の設置だとかというのでも取り組んできたというのでも、やはり被害が多い部分があつてというところがあるわけで、そういったことでいけば鹿柵なども含めて、野生鳥獣の被害対策というのは、町としては非常に早くから取り組んできていて、ほかのまちよりも先を進んでやってきたという今までの実態としてはあ

るのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、町長のおっしゃるとおり、足寄町が一番先に鹿柵をやったというのは承知しているつもりであります。今、十勝期成会のほうで要請をしているということで、それはそれでよろしいのですけれども、例えば農協の方よりも、取りあえずやはり生産者の方がどれだけ本当に苦しんでいるのかということを再度押さえていただきたいというのが一つ。そういった中で、農協が被害を取りまとめていますので、農協のほうで本当にどうしたらいいのかということも踏まえて、町としてもそういったお話を聞きながら、道や国に要請は再度単独で必要なのかなと。1億9,000万円、これが2億円だとかにまたなっていってしまったときに、本当に第一次産業の農業が大変になってくるということで言えば、町の財政にも関わってくるものもあるので、そういったことで要請をしていっていただきたいというのは私の本音でありますし、多分、生産者もそう思っているのかなと思っていますので、そこら辺を検討していただけないか、お話を伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 要望については、既にできてきているというのは、先ほども申し上げましたけれども、これは1町村がやって、一つのまちだけでやってというよりは、やはり多くのまちで、みんなが大変なのですよというところが大事なのかなというふうに思っています。そういった意味で、十勝の要望に足寄町もこういう被害があって、こういう要望を出していきますよということで出しているわけですので、足寄町だけ何とか助けてくださいというような要望よりは、全体として非常に大変な状況になってきているのですよといったとこ

ろが、全体として要望を出していく、そういったほうがより効果的にはあるのかなというふうに思っています。

ただ、農家の方たちが直接行って、本当に大変なのですよというところをきちんと話してくるというのは、これはまたちょっと違うかもしれないなというふうに思います。首長たちがみんなで行って要望してくると、農家の人たちが本当に大変なのですよといって要望してくるのとは、ちょっとまた捉え方というか、聞いていただける方たちの反応というのはまたちょっと違うのかなという気がします。そういった部分では、農家の方たちが直接、非常に大変だよという声を届けるというのも、これはひとつ大事なことになるのかなというふうにも思っているところであります。

今ちょっと思えば、自民党だとか、それから立憲民主党だとか、そういう地域の懇談会なども足寄で開いていただいています。が、そういった中でも鳥獣被害だとかという部分の大変さというか、そういった部分をお話しする機会もありますので、そういったところで農家の方たちも、農協の方たちも参加していますけれども、そういったところで農家の方たちに一緒に参加してもらって、農業被害が非常に多いのだよという部分だとか、話していただける機会などもあってもいいのかなというふうにもちょっと感じたところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、町長の言われている政策懇談会みたいなことが足寄町でも開催されているのは承知していますし、そこら辺の意見がどう反映されているのかということもあります。なぜそこで足寄町だけと言ったのは、実は道の調査によると、令和4年度は足寄町だけが1億円超えていたと、十勝で。令和5年度になったら、今、大樹町がまた1億円超えたと、2

町村だけなのですね、実は。十勝の中で1億円を超えているのが。そういった中で、令和6年度になったら1億9,000万円ということで、まだ6年度は道の統計が出ていないので、何町村に増えているか分かりませんが、そういったことで考えれば突出して足寄町というのがデータに載ってくるということもありますので、全体で行って要請するのは全然構いませんけれども、ぜひそういったいろいろな機会を捉えながら、町長が出張する際だとか、農林課長がどこかに出かける際は、副町長もそうなのですけれども、足寄町被害が大きいので、どうにか対策をしていただきたいということも訴えていく一つの手なのかなということで考えていますので、そこら辺、今後以降機会があれば、そういった要請もしていただきたいということで、私は今考えているところです。これについてはコメントは要りませんが、そういったことで何かあれば要請をしていただきたいと思っていますし、今、本当に農家のほうも農協の総会が終わった以降も、農協のほうに、鹿の被害が大変なのでどうにかしてくれという声が随分行っているというふうに聞いていますので、そこら辺町としても、そういった意見も酌みあげながら、上京の折にはそういった話をしてほしいということで、先ほども言ったようにコメントは要りませんが、そういったことでよろしくお願ひしたいなと思っています。

続いて、今、ハンター数と年齢構成と駆除と一般狩猟の頭数をお示しいただいたのですけれども、令和3年度とあと令和何年だったかな、ちょっとあれなのですけれども、農業被害だけでなく林業被害がどうなっているのかということもお聞きしたら、足寄町としてまだ調査していないということで、その当時お話があったのですけれども、これについて現状でそういった林業被害について、あれ以降調査しているのかしていないのか、お聞かせ願ひたいと思

います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 足寄町として、鹿の林業被害については調査はしていません。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、調査はしていないということなのですけれども、今後調査をしていこうという気はないのか、そこまで被害がないというふうに捉えているのか、そこら辺の認識をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 足寄町として、林業被害としてそこまで大きな被害はないというふうに考えていますので、今のところ調査をすることは考えてはおりません。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 調査はしないということなのですけれども、町有林には被害があるのかないのかというのは、多分大した被害ではないのかなと。新芽を食べられたり、ちょっと皮をかじられた程度で、生育には問題ないから調査はしないということなのかなというふうに思っていますけれども、町有林はそういうことであるのかなと思いますけれども、例えばほかの民間の山持ちの方から、こういうことで鹿被害があるので、鹿柵を設置したいので補助金を欲しいという申請というかお話はなかったでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今段階ではそういう要望というのはございません。たまに森林組合さんとかと会ったときにお話だとか聞いても、被害は全くないというわけではありませんよと。ただ、その被害が将来

的にわたってどのくらいの被害になっていくのかだとかといったところはなかなか難しい判断ですよねというようなお話なども聞いていますので、確かに新芽だとか食べられて、そこでその木がもう伸びていかないだとかということだと、当然それは全くの被害に、将来的に向かっても被害ということになるわけですが、そのほかの部分だとか、やはり被害としてそんなにまだ全体としては深刻なところまでいっていないのかなというような、私としては捉え方です。

農業被害、それから林業被害ということで、鹿の被害だとかというのが出てきているのは間違いないのですけれども、農業被害に比べると林業のほうがやはり将来にわたってどうなのかといった部分なども含めて、被害額というのはなかなか出しづらい部分もあって、被害額として出てこないのかなと思っていますところであります。

ほかのまちでも林業被害だとかというのが出てきているところもありますから、それだけ鹿の頭数でいくと足寄はもっと多いわけですし、たまたま山で悪さしないで畑まで出てきているのかもしれませんが、全く被害がないということではないというふうに思っています。ただ、被害額としてどの程度になるかというところまではなかなか把握しづらいということだというふうに思っておりますので、そういう押さえ方だと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） なかなか被害を調査して金額を出すのは難しいのかなと、私自身も思っていますけれども、いずれにしても植えて新芽を食べただけならいいのですけれども、新芽を食べたら抜いてしまうのですね、苗木が小さかったら。だから苗木が枯れてしまっ、再度植え直しているということがかなりあるというか、それ

は自然に枯れたものなのか、鹿にやられたものなのか分らないところがいっぱいあるのですけれども、そういったことでやられているということもありますし、一方で今、山持ちの方も、植えた当初は鹿柵を張って入ってこないようにしているという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺いろいろ森林組合のほうのお話もそうなのでしょうけれども、そういった要望があれば聞いていただいて、何か折があればお話を聞かせていただいて、そのお話をいただいた段階でどういった対策が取れるのかということも、町としても話を進めていかなければならないのかなと思っていますので、そういった話があれば報告を願いながら対策を講じていけるようなものをつくっていったらいいのかなと思っていますので、そこら辺についてもよろしく願いしたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） なかなか被害に対する補償というか、そういった部分はかなり難しいのかなというふうに思っています。当然のことながら、農家の方たちにも補償を出しているわけではありませので、その補償を何とかしなければといった部分でいけば、農業も林業も、その補償をどうするかといった部分はやはりちょっと難しい。被害額とかの認定だとかも含めて、今、皆さんそれぞれ農家の方たちも自分のところの被害額を出していただいていますけれども、それを認定しながらそれをどう補償するかといった部分はやはり簡単な話ではないし、また、誰が補償するかという話にもなるわけで、それは町が補償しなければならないものなのかどうかといったことも考えていかなければならない部分なのかなと思っています。もっと言えば、それは国がきちんと補償しなければならないのではないのかなというふうにも思うわけでありまして、補償というのはちょっと難しいと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） すみません、補償してという話ではなくて、お互い情報を共有しながら、こういった対策ができていけるのかということで、私が言っているのは補償してという話ではなかったのです。情報を共有しながら被害を拡大させないような対策をどう取っていくのかということが重要だと思っていますので、すみません、補償の話はしていませんので、そういうことでなくて、情報を共有しながら対策をどうやって講じていけるのかということで、そういった話があれば情報共有をしていただきたいというだけのことでしたので、そこら辺、私の言い方が悪かったのかなと思いますけれども、補償の問題ではないということで、情報を共有しながらということで、そういった対策を講じていければいいのかなということで押さえていただきたいなというふうに思っています。

続いて、3点目の鹿柵の関係なのですが、足寄町で一番先に鹿柵の事業が始まって、上足寄から始まって足寄町一円に鹿柵が張り巡らされたという中でも、老朽化により木柱は崩れて倒れてしまう。川に張ってあるものも、ちょっと大雨が降ればテントも全部流されてしまう。もっと言えば、鹿柵、熊も賢いですから、よじ登っているうちはいいのですが、穴を掘って行き来をするようになったら、熊の通った道を鹿が角のないやつはすり抜けていってしまうと。たまにちょっとどんくさい鹿がいれば、大きい鹿は角が引っかかって、そこで暴れているということも見受けられるというふうに聞いています。

この鹿柵に対する自前でやっている金額というのは相当大きいです。びっくりしたのは、データを見せてもらったら、1軒の農家の方が出しているのは、約300万円近く出してやっているということもデータ

として残っているということで、結構大きい金額が出ていっているのかなと思っていますし、今年度につきましても、令和7年度3月から5月の中頃までで、農家の方の資材購入が570万円近くになっているということで、これについても相当生産者の方が苦勞しながら、鹿柵を直していっているのかなと思っています。

鹿柵組合というのですか、何軒かでその地域地域でやっているのは承知していますけれども、多分、それでは賄い切れない部分を、活動組織と別な個人でやっているということがかなり多く見受けられますけれども、町として押さえているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 町として個人が支払ったものの鹿柵の修繕費というのは押さえてはおりません。ただ、そのデータは私ももらって見ているのですが、その中で考えられるのは多分畑の周りの電牧柵がほとんどだとは思われるのです。それについては、例えば中山間のお金ですとか、多面的交付金、それは多分個人としては使えないのですが、地域としてその畑を守らなければ駄目だねということなので、そこからのお金も出せるということなので、ある程度その地域組織の中で序列、順番をつくって順々に出していくという方法は考えられるかなというふうには思っています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そうしたら、私のお話をいただいたデータというのは、そういった補助金を使用してやっているということで、これはちょっと分かりません。分かりませんというよりも、多分、そういった地区活動組織でやっているのは実は載っているのです。だけれども、そのほかに個人のももデータとして載っているのですから、本当に個人で負担しているの

は大きいかなという思いがあったので、そこら辺町として押さえているのかなと思ったので聞いているところなのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 一般的に鹿柵と言われている、最初につくった外側に畑と山との間に張ってある鹿柵、全部で626キロメートルだったかぐらいあるのですけれども、その鹿柵については、町内に農協の中で二つ組合があって、その組合の中でそれぞれ中にいる人たちみんな関わっているので、組合の人たちから会費をもらって、その中で管理をしていると。毎年春先に現地を見ながら、冬の間に壊れているところがないかだとか、そういうのを見ながら補修をしている。そのお金についてはみんなで出し合ってやっていると、そういう形で今までずっと管理をしてきているということになっています。その部分も、組合員の皆さんでそれぞれ少しずつ出し合ってやりながら補修をしてきているということですので、先ほども言いましたように、古くなってきて木柱が腐ってきたりだとか、網も駄目になってきたりだとかということなどもあって、結構補修にも年数がたてばたつほどお金はかかってくるという状況にはなっているということであります。

足寄町の畑の周りはぐるっと鹿柵で囲ってはいるのですけれども、その中に鹿が入ってくる道路もあれば川もあり、そういったところから入ってくるという部分もあって、それだけでは自分の畑を守り切れないというところで、例えば先ほどの話があったように、電牧を巻いたりだとかという人たちがいるという形になっています。一人そういうことをやると、その人の畑には入ってこないけれども、隣の家の畑に入ってくるかもしれないとなると、やはりみんなが少しずつやっていかなければならないということにはなっているのかなとい

うふうに思っています。

ちょっと前に、たまたま花見だとかに呼ばれていったときに、農家の方から聞いた話でいくと、足寄町は一生懸命やったけれども、あまりにも広い範囲で鹿柵を回しすぎたのではないかと。もうちょっと小さく、個人の畑ごととはできないにしても、もうちょっと小さく巻いたほうがよかったのではないかなという話も聞かせていただいて、その中で話していたのは、それだけでは間に合わないの、自分の家の畑を守らなければならないと思うようなところには、電牧を張ったりとかしているのですよという話をされていました。

そういうお金が、畑も結構広いですから、それをぐるっと電牧を巻くとなると結構なお金がかかるのですよということで、その方は言っていらっしゃったのですけれども、そういったところのかかっているお金だとかというのも当然出てくるかなというふうに思いますし、また、先ほども言いましたように、地区で中山間だとかそういった部分での交付金などもあって、そういった部分を使ってみんなで共同管理しようというようなところについては、そういう形でやることもできる。だけれども、自分の家の周りの本当の自分の畑のところは自分でやらなければならないというようなところで、いろいろな形でまた鹿柵に係る経費というのがかかっている部分というのはあるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 一般質問の途中なのですけれども、ここで休憩いたします。

11時15分まで。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

二川 靖君の再質問から始めます。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 再質問をさせて

いただきます。

鹿柵組合という、自分が言っている仮称なのですけれども、鹿柵組合でやっている部分と、あといろいろ聞いたら、生産購入実績については、個々人が補助を受けてやっているという、個人明細で言えば個々人になってしまうのですけれども、そういったことでやっているという中で、電牧等については、これは順番を決めながら、その地域地域で進めているということが分かりました。ここで、またそういったことで個々人がやっているのはいいのですけれども、例えば後継者がいないところがなかなか巻けないと。隣に行ったら巻かれている。では、こちらは巻かれていないといったら、また被害が違うところに移っていくという状況もあるというふうに聞いているのですけれども、そういった話をお伺いしているでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 確かに鹿柵を巻いたところと巻いていない畑では、巻いたところには入らないし、隣の巻いていないところに行くというのは分かりますけれども、そういった話を直接聞いたことはないのですが、そういった畑をどうやって守っていくのかというのは、例えば地域の中で活動組織ですとか集落会議とかありますので、そういったところで後継者のいないところの農家さんについては、そういったところで話し合って、どう守っていくかというのは決めていただければと思っています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そうですね。それで困っている方もいるということを聞いていますので、その地域地域でお互いが助け合うということでやっていけば一番いいのかなというふうに思っていますけれども、農業後継者もいない、お年寄りが増えてきているということでは、なかなか

きついところもあるのかなというふうに思っていますけれども、これは町がどうのこうのというよりも、そういったことで個々人ができない部分については協力して、どうにか作物を守っていこうじゃないかという機運も高めるような話も、何か機会があればそういった集団等も含めて個々人も話していただければいいのかなというふうに思っていますし、そういった機会があれば、またよろしくお願ひしたいなというふうに思っていますので、またこれもお互い情報共有ですから、そういった困っている方がいれば、その地域に対してお手伝い願えないだろうかということもお互い話できますので、そういったことがあれば、その都度お話をいただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいなと思っています。

それと、町長のほうからも鹿柵が張り巡らされているということも言われておりますけれども、これ以上補修というのは、先ほど言ったように、木のもので倒れれば、なかなか資材だけ頂いて自分たちでどうにか組合で直してほしいというのは、多分以前と形態として変わっていないのかなと思っていますけれども、組合でやるのがね。いろいろ聞いたら、重機等が要するところがあるということで、これも大変なところ、作業もあるというふうに聞いていますけれども、そこら辺どういうふうに押さえているでしょうかね。手作業でなくて、重機を持っていかなかったらできないというところがあるというふうに聞いているのですけれども、そこら辺を押さえているでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） そのような重機を持っていかなければいけないという部分については、多分業者がやっているのかなというふうには考えていますけれども、それ以外の簡易なところ、簡易なところというのは例えば中山間ですが、多面でとい

うことで、みんなが集まって補修をしているというふうに聞いています。

山のずっと奥とかそういうところは多分鹿柵管理組合が業者に委託して補修をしているというふうに聞いていますけれども、そういったところで重機が必要な部分もあったりすると思うので、それは多分ですけども、業者がやっていたいているのかなと思っています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今言うように、重機の部分については、釧路の業者さんがやっている、今、釧路とちょっと聞き間違いなのかもしれないけれども、ここら辺にいたのは、本別に中標津の業者さんが入ってずっとやっていて、今、中標津の業者さんが多分足寄、本別が終わった時点で、中標津に帰ってしまったのかなというような気がしているのですけれども、営業所はまだ残っているのでしょうか。今はいいのですけれども、そういった業者さんが撤退していつているということも何年か前に聞いているのですけれども、そういったことで、例えば川だとかなんとかは結構重機がなかったらできないだとか、あと、バックホウがなかったら木柱ですから、くいが打てないだとか、くいが打てないのはいいのですけれども、今度は鉄柱に変えられれば一番いいなという声もいろいろあるのですけれども、そこら辺聞いていないでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 業者が撤退したとかという話は僕は聞いてはいないのですが、ただ、木柱が駄目で鉄柱にしたいとかというのは、木柱よりはちょっと腐りづらいので鉄柱のほうが長もちするかなという話は聞いております。やはり山の中とか、そういった川の幕を張るだとかというのは、やっぱり業者でなければできないのかなというふうには考えております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、課長の答弁のとおりなのかなと思っていますけれども、多分これは補助金で出ていると。今でも木柱でなければ駄目なのではないかな。そこら辺が私も分からないのです。昔は鉄柱でやって、いわゆる木柱に変えたのは木材を使って、農林業に貢献しようと農水省のことでやっていて、ほとんど木柱に替わってきたのですね。だけれども、木柱も何年か経過すれば腐れて倒れてしまったり、いろいろあるということで、これを鉄柱に替えるとかなんとかということで考えれば、そういった補助金というのですか、鉄柱にするといったときの補助金はないのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 足寄町の鳥獣害防止柵の補助金については、そういった木柱でなければ駄目だとか、そういった文面はないので、災害が起こって足寄町の補助金を使う分については多分ないのかなと。国の補助金については、要項を確認していないのですけれども、多分木柱でなければ駄目ということは多分うたってはいいのかなというふうには思っています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 国のものは今求めても出ないと思いますので、町のはそれに限らなくて鉄柱でもいいということになっていますけれども、何か機会があれば国の補助金制度についても、再度確認をしていただいてももらいたいと思っています。もうほとんどは木柱になっていますので、木柱でなかったら駄目なのかなというふうに自分自身の中では思っていますので、そういうことでこの補助金制度についても調べていただいて、お知らせ願って、それから考えていきたいと思っていますので、そこら辺よろしくお願いしたいなと

思っています。

あと、3点目の中で、農協と新設、設置に向けて、郊南地区ですか、進めているというふうに聞いているところでもありますけれども、令和8年度からということで、どの程度これは計画されているか聞いているでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今、総延長約8キロメートルということで計画しています、事業費ベースで大体3,000万円弱というふうには今聞いていますけれども、正確な数字ではないです。今、関係機関と協議を重ねている状況で、鹿柵を設置する場所について関係機関のほうの許可をいただきながら進めているというところです。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 関係機関というのは、自分もJパワーなんて言葉を使ってしまったけれども、これが関係機関ということではよろしいのかなと思っていますけれども、いずれにしても、町、農協、Jパワーの三者で協議をしながら、四者なのかちょっと分かりませんが、その他含めて協議をしながら、仙美里ダム周辺と聞いていますので、両側は足寄町ですので、これについても鹿が泳ぐということで言われていますので、多分、泳いで行き来をするからそういった被害が出てきているのかなというふうに思っていますので、そこら辺も明らかになった時点で、これも教えていただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、北斗草地の関係なのですが、これもいろいろ聞いて、私もちょっと認識不足で、道営の仕事ということで聞いていて、町が持っているのだらうなと考えていたのですが、足寄町農協の所有地ということでもありますけれども、これについても年々年々、牧草が取れなくて、鹿の被害でということで、

ほとんど今、令和4年度から7年度にかけて、大規模育成牧場でやっているということも言われておりますし、例えばこれがコスト面もそうなのですけれども、そういったことで、だんだん個人が借入れをしづらくなっているということで、令和8年度以降も減っていくような話をちらっと、これは正確な話ではありませんけれども、抜けていきたいという方がいらっしゃるということで、このままでいけば、全部農協のところの大規模草地で持たなければいけないということにもなってくるのかなというふうに考えています。

そこで、食害を受けにくい草の種だとか、道営の草地整備事業として整備する予定であるということで、例えば鹿柵が全部張り巡らされているからもういいよということが一方で言われているのですが、ここの草地というのはかなり大きい面積ですよね。これが、いわゆる例えば新規の鹿柵対策のそういったものになり得ないのか、お聞きしたいと思います。新規の鹿柵、やはり面積が大きいですから。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 北斗草地と大規模草地の周りには、陸別町側に全て鹿柵が張ってありますけれども、北斗草地の部分だけを新規にぐるっと回すという計画はありません。今年ですけれども、道営草地整備事業で北斗草地の190ヘクタールを今年から草地更新を始めるということにしていますし、また、鹿に非常に食べられやすい草種というのがありまして、そういったものをなるべく排除した中で、草種混播ということで、それは考えていかなければいけないかなと考えています。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 大体4分の1程度を草地改良しながら種を植えていくということで今お話ありましたけれども、現地

に私も行っていないので分かりませんけれども、多分、町道ですか、町営農道というのですか、高規格道路というのですか、あそこの周りで張ってあるのがそうなのですね。多分道路の縁というか。陸別側というのは、王子の山のほうまで行っているということで見ているのですけれども、斗満線ですか、どこか抜けるところまで。あちらのほうは張ってあるということですのでよろしいのでしょうかね。地理的にどうなのでしょうね。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 鹿柵の位置ですけれども、陸別町境の山と草地の境をぐるっと回して張ってございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） ということは、陸別町境から足寄町の境、この草地のところは張ってあるけれども、その中が張っていないということで、多分見えるのはバラ線というのですか、バラ線程度なのですか。何回も通っているのですけれども、そこまで考えたことがなくて、バラ線程度なのでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 牧草と山の間、採草地の間というのが多分放牧地になっていまして、そこの道路際にずっとバラ線は張られているので、多分バラ線かなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 多分放牧地を見てそう思っていたのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしても放牧地と隣接しているということで、陸別側は張ってあるということで今言われていたけれども、どうにかこれについても、農協等と協議しながら、新規の鹿柵を張れないものだろうかということも検討というか農協と話をしながら、これも国に対して要

望していったほうがいいのかというふうに感じているのですけれども、どうでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 北斗草地の草地部分について新規の鹿柵を張れないかということだと思うのですけれども、農協さんの要望があれば、新規なので国の補助は受けられるのではないかなと思いますけれども、今後農協と協議してまいりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そういったことで、協議をしながら、どうにか少しでも手だてをしていかないと、借りる人もいない、鹿の食害に遭う、輸送コストが高くてなかなか借手がいなくなる。中山間の補助を受けてやっている事業ですから、それはそれでお金は入ってきて、それぞれやっているのだろーとは思っているのですけれども、未来永劫的に営農していく上ではそういった草も大事なので、生産者も借りられるような状況をつくっていくということが望ましい姿なのかなと思っていますので、ぜひとも農協を通じながらお話をしていって、農協がその気になればきちんと町としても、共に要望していくということで、これについては再度協議をしながらよろしく願いしたいなと思っていますので、よろしくお願い致します。

本当の最後になりますけれども、これだけ鹿が増えて、そして被害額が大きいということで、今後以降も第一次産業の農業を守るためには、きちんと対策を講じていかなければいけないと思っていますし、若い営農者がやる気をそぐようなものでは困るなと思っていますし、今回、鳥獣対策ということで、ヒグマの話は全くしませんでしたけれども、アライグマの話だけは最後にさせていただきたい。

アライグマ、足寄では何頭も捕れていな

いというのが現状なのかなというふうに思っていますけれども、9頭ですか、足寄町では。隣の本別町だとか上士幌だとか、意外とアライグマが増えてきて、あれも鹿よりまだ悪いみたいで、一つのものに食べつけばずっとそこに出て食い荒らして、最後まで食い荒らすということで言われていますので、そこら辺きちんとそれぞれ情報を共有しながらやっていかないと、鹿にやられて、アライグマにやられてということになってしまいますので、そこら辺含めてきちんと対策というか、対策までいかないのでしょうけれども、そういったことが起き得るような状況になっていますので、そういったことで農協等とも協議をしていかなければいけないと思っていますし、役場としてもそういったことの被害が生じたときにどうしていくのかという対策についても、今から考えていかないと大変な状況になるというふうに考えておりますので、そこら辺について、これ以上被害を拡大させないという観点から、ハンターの養成もそうですし、鹿柵もそうですし、少なくとも農業被害が減らせるといったようなことを含めて、最後、町長の答弁をいただきながら、私の一般質問を終わりたいと思っていますので、町長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 野生鳥獣の被害対策ということで、いろいろとお話がありました。特にエゾシカの被害というのは大きくて、議員がおっしゃるとおり、ほかのまちから比べてもかなり被害額も多いし、それから駆除の頭数も多いと。言ってみれば、駆除をすごくいっぱいしているけれども、それでもさらに被害が多いという部分なのかなと。それだけエゾシカの生息数が多いのかなと思っています。

そういうことも含めて、エゾシカに限らず、野生鳥獣の被害対策という部分でいけば、これまでもやっていますけれども、な

かなか成果がきちんと上がってきていないというのも、そういった意味では事実なのかなとも思っています。

ただ、どういうことをやると被害額が減っていくのかというところでいくと、なかなかこれをやれば絶対に被害額が減ってきますよというようなところもないというところで、やはり地道に今までやってきている駆除をやったり、それから鹿柵だとか、なるべく畑に野生鳥獣が入ってこないようにするだとか、そういった取組をやっていかなければならないのかなと思っています。

やはり抜本的に被害額を少なくするという部分でいけば、やはり一番は駆除なのかもしれないなというふうに思います。要するに、被害を与えているものをなるべく少なくするというのが一番なのかなということなのだと思いますけれども、ただそうはいっても、相手も生きていて動き回っているわけですから、簡単に駆除ができるという状況にもないという中で、先ほども言いましたけれども、やはり地道に今までもやってきていますけれども、そういった取組を進めながら、またよりよい方法だとか、もっと被害が減るようなそういった対策などを検討していかなければならないのかなと思っています。

なかなか簡単ではないですけれども、僕もずっと若い頃から農政係にいて、それこそ昔は広尾だとかの漁港に行って、使い終わった網をもらってきてそれを張ったりだとかというところから僕もやってきます。それから、途中からノリ網になったり、それから電牧が入ってきたりだとか、いろいろな形で少しずつ対策は進んではきているのですけれども、なかなか抜本的な対策というところまではなっていないかなというところでもあります。

引き続き被害が少しでも少なくなるような、そういった取組を進めていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、12番二川 靖君の一般質問を終了します。

以上で、一般質問を終わります。

◎ 議案第76号から議案第83号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 議案第76号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から日程第9 議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第76号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第76号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,875万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,549万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第15目行政情報管理費、第12節委託料におきまして、更新予定でした役場庁舎の主たるファイルサーバーをクラウド型に更新することとしたことから、役場庁舎ネットワーク機器更新業務といたしまして3,080万円を減額させていただき、クラウド型ファイルサーバー導入のため、第13節使

用料及び賃借料におきまして、本年度分のソフトウェア使用料といたしまして441万2,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして1,404万円を計上いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第7目営農用水道等費、第14節工事請負費におきまして、上利別地区配水管更新工事といたしまして2,644万4,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

第13款職員費、第1項職員給与費、第1目職員給与費、第3節職員手当等におきまして、退職手当等といたしまして1,863万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

8ページへお戻りください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして2,613万8,000円を計上して財源調整を行ったほか、森林環境譲与税基金繰入金といたしまして568万3,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第22款町債、第1項町債、第1目緊急防災・減災事業債におきまして、消防指令システムと消防救急デジタル無線の更新事業をまとめて起債申請するため、消防救急デジタル無線機器更新事業債1,300万円と、第3目過疎対策事業債におきまして、高機能消防指令システム機器更新事業債1,940万円をそれぞれ減額し、消防指令システム・デジタル無線機器更新事業債といたしまして3,240万円を計上いたしました。

また、Jアラート機器更新事業が緊急防災・減災事業債の対象となったため、第7

目防災対策事業債で計上していましたＪアラート機器更新事業債８４０万円を減額し、緊急防災・減災事業債におきまして、Ｊアラート機器更新事業債といたしまして１，１２０万円を計上いたしました。

また、第２目辺地対策事業債におきまして、営農用水道水道管敷設替事業債といたしまして２，６５０万円を計上いたしました。

４ページへお戻りください。

第２表、地方債補正、変更５件をお願いいたしました。

以上で、令和７年度足寄町一般会計補正予算（第２号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

２５ページをお願いいたします。

議案第７７号令和７年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，０５３万６，０００円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、３３ページをお願いいたします。

議案第７８号令和７年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１８万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億８，６２５万７，０００円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、４１ページをお願いいたします。

議案第７９号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）につ

いて、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１１万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億４，４６６万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、４９ページをお願いいたします。

議案第８０号令和７年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，７４２万６，０００円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

５７ページをお願いいたします。

議案第８１号令和７年度足寄町上水道事業会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ６万５，０００円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ１億６，６１６万６，０００円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、特に説明すべき事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

第３条におきまして、予算第７条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費といたしまして６万５，０００円を計上し、３，６２７万８，０００円とするものでございます。

６３ページをお願いいたします。

議案第８２号令和７年度足寄町下水道事業会計補正予算（第１号）について、御説

明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ33万2,000円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ3億7,750万4,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費につきまして、職員給与費といたしまして33万2,000円を計上し、2,623万9,000円とするものでございます。

69ページをお願いいたします。

議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ1,633万8,000円を増額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ13億1,818万1,000円とするものでございます。

72ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の内容ですが、支出といたしまして第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費におきまして、退職手当組合負担金といたしまして912万2,000円を計上いたしました。

第3目経費、委託費におきまして、経営改善支援業務委託といたしまして721万6,000円を計上いたしました。

収入といたしましては、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、第2目負担金交付金、他会計負担金におきまして、不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金といたしまして1,404万円を計上いたしました。

69ページへお戻りください。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することが

できない経費につきまして、職員給与費といたしまして912万2,000円を計上し、8億7,369万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第76号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から、議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これから、議案第76号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

12ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 12ページから14ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 13ページの地域おこし協力隊、あと後ろに説明資料がありますが、お一人、企画提案型ということでお入りになるかと思いますが、目星か何か、どこかに入ってもらいたい方がいらっしゃるのかどうかお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 当初予算で、新たな地域おこし協力隊企画提案型の採用する予算を議決いただいていた

ところなのですけれども、今回お一人の方の応募がありまして、ＩＣＴが得意な方、元そういった会社に勤められていて、そういった方に内定を出しています。その方を雇用した場合に、新たな方が応募されてきても採用する予算がなくなってしまうので、そういった機会があった場合、当てがあるわけではないのですが、誰か応募があったときに、いい方がいた場合に採用できるように今回補正させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） １６ページ、第３款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） １６ページから１８ページ、第４款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） １８ページから２０ページ、第６款農林水産業費、質疑はございませんか。

９番川上修一君。

○９番（川上修一君） 新規就農研修センターの関係で、暖房設備更新となっていますよね。新規就農研修センター、何室あるのですかね。あと、暖房設備の更新は具体的にはどんな内容なのかお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 新規就農センターには、妻帯者用が２部屋、単身者用が４部屋ございます。その各部屋にペレットストーブがついておりまして、それと会議室に２台ありますので、合計８台、全部を取り替える予定でございまして、ただ、取り替えるのですけれども、修理部品がほぼ手に入らないということで、壊れていなくても全部を取り替えるというふうにしてございます。

○議長（高橋秀樹君） ９番川上修一君。

○９番（川上修一君） ８台は分かりました。

これは財源が繰入金となっているのですけれども、これはもしかしたらペレットストーブですか、ちょっとその辺もお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 加藤農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） ペレットストーブとなりまして、これは環境譲与税の対象ということで、環境譲与税を使った更新となります。

○議長（高橋秀樹君） ９番川上修一君。

○９番（川上修一君） ペレットストーブだったら、工場がすぐそばにあって、いいですね、ゼロカーボンというかね、いいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

９番川上修一君。

○９番（川上修一君） 営農用水の更新工事、上利別地区となっているのですけれども、上利別のどこになりますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

こちらでは上利別地区というふうになっておりますが、上利別地区の北斗地区の飲雑用水となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ９番川上修一君。

○９番（川上修一君） 北斗というと、結構何回か漏水があって、庄内で酪農されている方がいて、結構水を運んだり、その方にも迷惑がかかったという話は聞こえているのですね。それで、管がかなり古いもので、今回２キロメートル弱を更新することなのですけれども、やってみなければ分からないのですけれども、この２キロメートルぐらいの更新でこの後大丈夫なものなのですかね。それは漏れてみないと分

かりませんか。お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 森岡建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えします。

今回、漏水のあった部分については、鉄管の部分が損傷が激しいということで漏水が起きておりました。そういった形でしたので、今回、その鉄管部分の更新をするという予算を計上させていただいて、解消する予定でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 理解しました。

酪農家の人は水をすごく使いますので、対処をうまくやっていってほしいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 先ほどの新規就農研修センターのストーブのことなのですが、ペレットストーブは毎年メンテナンスが必要ですね、分解掃除するのに。そういう経費などは、今回つけたことによつての次年度の経費とかは、どのように考えていらっしゃるんですか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今までもそうなのでございますけれども、そういったメンテナンスについては、各入っている方をお願いしているところではございますけれども、特段、今後、メンテナンスについての経費とかというのは予算化しない予定であります。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 家庭のペレットストーブなどは年間2万7,500円、3万円近いのですね。しなければならないみたいなのですよ、1年に1回。補助をいただいで、ペレットストーブを家庭につけたものでも、こういうふうにかかるのですね。大事に使っていただこうと思ったら、

やはりそういうことも、入居者の方に周知しておかないと、1年で駄目になるようでは困りますので、そういうところもしっかりと設置するときにきちんとその方々に周知していただくようなことをお考えでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 農林課長、答弁。

○農林課長（加藤勝廣君） 今まで、そういったメンテナンスは町としてはしてこなかったもので、そういった周知もしていなかったのですが、今後はそういった周知もしていきたいと考えています。

ペレットストーブに替えるのですけれども、今までについてもペレットストーブを設置していましたので、その辺、今まではやっていなかった部分がありましたので、今後はしていきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 安価なものではないので、やはり大事に使うということが大切だと思いますので、やはりメンテナンスが大事だと思うので、加藤課長のおっしゃるとおり、今後気をつけていただきたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 20ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 消防費についてお伺いしたいと思います。

町債について11ページにあるわけですが、消防がとち消防になって何年たったのか。それと、こんなに早く消防指令システム、これはデジタル化になるからなのか、その辺ちょっと分からないので、具体的な説明を願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） それは歳入ですの

で、後ほどよろしくお願ひいたします。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 22ページ、第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから10ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

7番木村明雄君。

○7番（木村明雄君） 間違えまして申し訳ございません。

とかち消防について、そんなにはたっていないような気がするわけなので、とかち消防になって何年たったのか。それとまた、消防指令システムということで、デジタルの無線更新があるわけなのだけれども、これについて具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

平成28年に広域化されまして、10年経過しております。

それで、今回、歳入のほうで提案しております消防指令システムとデジタル無線の機器更新の関係なのですが、7年で部分更新を行っております。今回10年たちましたので、ここで再度更新という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 同じく消防関係、町債になるのですけれども、町長に説明いただいて、起債の部分をまとめたということなのですけれども、緊防債というのにすると、何か充当率というか、その辺メリットはあるのでしょうか。その辺を伺います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えさせていただきます。

当初は、緊防債に該当しないということだったものですから、防災対策事業債という起債を使わせていただくというふうに思っていたのですけれども、その後、振興局とも協議をさせていただいて、この案件については、緊急防災・減災事業債、緊防債が使えるということになりました。それで、緊防債のほうは充当率が100%で、交付税算入率が70%戻ってくるというようなことです。これが防災対策事業債だと、充当率が75%で、交付税の算入率も30%と、何もないよりはこういう起債を使ったほうが良いということもあったので、こちらで準備をしたのですけれども、緊防債が使えるということなので、より有利な起債のほうに切り替えさせていただくということで、今回、再度提案をさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表、地方債補正、変更5件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 76 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 76 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 2 号）の件は、原案のとおり可決されました。

25 ページをお開きください。

これから、議案第 77 号令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件の質疑を行います。

30 ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 77 号令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

33 ページをお開きください。

これから、議案第 78 号令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件の質疑を行います。

38 ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 78 号令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 78 号令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

41 ページをお開きください。

これから、議案第 79 号令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）の件の質疑を行います。

46 ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

49ページをお開きください。

これから、議案第80号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

54ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

57ページをお開きください。

これから、議案第81号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

60ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 57ページにお戻りください。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

63ページをお開きください。

これから、議案第82号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

66ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 63ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第82号令和7年度足寄町下水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

69ページをお開きください。

これから、議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

72ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番(進藤晴子君) お尋ねします。

委託費のところで、経営改善支援業務委託となっております。今年度は、病院の経営改善を図るためにコンサルトを入れて頑張るといようなお話でございました。多分そのことだと思うのですが、もし、どなたがどのような形でコンサルトに入られるのか、決まっていることがございましたら説明をお願いします。

○議長(高橋秀樹君) 原田病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長(原田慎一君) お答えいたします。

経営改善支援業務委託についての予定といつか、内容ですけれども、この補正予算をお認めいただいたならばということになりますけれども、議員仰せのとおり、このアドバイザーは、足寄町国民健康保険病院の経営強化プランに基づく経営強化の取組に資する病院経営アドバイザーの導入ということを目的としておりまして、主な業務としては、もちろん経営強化に関する資金的な部分の健全化、そういうところが1点目。それから2点目としては、接遇力向上をはじめとした町民に信頼される、親しまれる病院づくりにさらに向けたサービス向上に関する施策提言と実行支援ということを目的としておりまして、現在予定しているのは、ほかの道内、管内の公立病院でアドバイザーの実績があって、ある程度効果も上げている実績があるアドバイザーを予定しておりまして、その特徴としては、選定に当たっては一般的なコンサルティングというのは、病院の分析、それからヒアリン

グ、そして、それに基づく提言ということで、こうしたらいいですよということで提言までで終わりというところが一般的ですが、今回考えているコンサルティング業務については、実際の経営改善に向けて職員と一緒に動くことを主とする、いわゆる伴走型の経営支援を行う法人を想定しております。

現在、候補となっている法人につきましては、東京のNPO法人、ここを今、選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、詳しい契約だとか、どのような形で入ってきてもらう、例えば、伴走型というので、実際病院に来ていただいてというようなお話でした。月曜日から金曜日入ってもらい、これは何か月のスパンですか、このお金に関しては。考えていらっしゃるんですか。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（原田慎一君） お答えいたします。

スケジュール的な面でありますけれども、予算を御承認いただいた場合、早速契約先の選定、それから決定を行いまして、順調にいけば8月1日から契約を開始したいと思っております、今年度いっぱいの中で契約期間として行っていきたいと思っております。

実際の業務としましては、今考えているのは、東京の法人を考えておりますので、実際に2名程度の専門家のアドバイザーを配置していただいて、月に二、三日程度病院に滞在をしていただいて、職員とコミュニケーションを取りながら実際に実行支援をしていただきながら、そのほかの期間についても逐次連絡を取りながら改革を実際に進めていくという形で考えてございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。今決まっているのはそういうことで、資金繰りと接遇ということですね。分かりました。

この間テレビでもやっていましたけれども、全国の病院の一番トップの方が出てきまして、もうとてもじゃないけれども病院経営はやっていられないと。厳しい状況で、ベッドの削減にしても国はあと2年以内に全て終わらせるというような形でせつついているような状況ですが、本当にいろいろな面で地域の病院は、民間もそうですけれども、地域の病院は本当にどこの病院も苦しい状況だと聞いておりますので、ぜひこれがいよいよにいていただければなと思いますので、頑張ってください。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 69ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第83号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催を願います。

午後 1時30分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議運結果報告

○議長(高橋秀樹君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君) ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の議事日程に追加し、意見書案第5号と意見書案第6号を即決で審議いたします。

次に、議案第84号から議案第88号までの提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定いたしました。

◎ 意見書案第5号

○議長(高橋秀樹君) 追加日程第1 意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第6号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 意見書案第6号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第84号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第3 議案第84号（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約につい

ての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第84号（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案書1ページをお願いいたします。

議案第84号（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約について御説明申し上げます。

令和7年6月4日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、9,548万円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役 森下郁男氏でございます。

工期は、令和8年1月30日でございます。

工事概要につきましては、2ページに配置図、3ページに平面図、4ページに立面図等を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約につきましての提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 昔、旭町母と子の家と言っていたところを壊して造るのですよね。前は南側から入り口に入っていたのに、今度は西側に変えた。しかも、入ってから14メートルも歩いて、ホール、集会室へ行く。この中を見た感じ、使いにくそうだな。大体、歳になってきてもう歩くのが嫌になってくる状況の中で、入ってから14メートルも歩かせて、集会室へ行かせる。このやり方、地域の人たちはこれでいいと納得したのだろうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

ただいま御指摘のありました、玄関側が西側に位置しているという部分を地域の方と協議されているかという部分でございますが、本施設を建て替えるに当たりまして、地域の自治会の皆様方と5回ほど役員の方と会合を持たせていただいております。その中で御了承いただいて、この形になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4 番矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 分かりました。役員の人ですね。役員になるぐらいだから、足も弱くないし元気な人だから、中に入って14メートルも歩いてもよしというふうな形になったのですよね。分かりました。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

先ほど自治会の役員と言いましたが、その中には老人クラブの役員の方もいらっ

しゃいます。この施設を建てるに当たりまして、自治会の方と打合せをして、要望も聞きながら、この建物の設計等をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

3 番榊原深雪君。

○3 番（榊原深雪君） 指名競争入札による契約ということで、入札率についてお伺いします。何%だったのでしょうか。そして、2 番目の方のパーセンテージも、もしよければお答え願います。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 5 9 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お時間をいただきまして大変申し訳ございません。

ただいま質問のございました（仮称）旭町コミュニティセンターの落札率でございますが、落札率は97.98%でございます。

2 番手というお話でございましたけれども、2 番手については公表を差し控えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 3 番榊原深雪君。

○3 番（榊原深雪君） それでは、この入札に何社が参加されましたか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） 5 社が参加していただいております。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号（仮称）旭町コミュニティセンター新築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第85号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第4 議案第85号特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第85号特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案書5ページをお願いいたします。

議案第85号特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約について御説明申し上げます。

令和7年6月4日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、9,207万円。

契約の相手方は、足寄町南6条4丁目62番地、斉藤井出建設株式会社、代表取締役 斉藤和之氏でございます。

工期は、令和7年11月28日でございます。

工事概要につきましては、6ページに施工計画図を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約につきましての提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 先ほどと同じ質問なのですけれども、入札に何社参加され、入札率をお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

本入札には4社参加していただいております。

落札率は96.03%でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

2番井脇昌美君。

○2番（井脇昌美君） 先ほど、旭町コミュニティセンターの3番議員から落札率を問われて、5番札まで大体報告しろという、それを伏すということはどういうこと

なのか、それを説明してください。というのは、2番札でも社名を控えて落札率を公表していく。3番札は社名を伏せて落札率を公表する。以前にはそうだったのですよ。伏すという意味をまず、総務課長、説明してください。伏すということ。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 2番目以降の法人名をここで伝えていいかどうか、僕、自信がなかったもので、それで総務課長に2番目以降は今ここでお話ししないでくださいとお願いしました。

入札の場合、本当にいろいろな制約があって、当たり前ですけれども、予定価格を公表しているものもあるし、していないものもあったり、契約しているものについては、その契約額は当然公表するのですが、2番目以降を出すべきではないとかという話もあったり、いやいや、それは出してもいいのだといたり、正解というのが、それぞれの法人の過去の履歴だったり、最低入札価格がどうだとかというところを設定しているところもありますし、ここで自信がなかったもので、堂々というか正式に2番目以降、何々社が幾らでしたなとかというものが、それをこの議会の場で伝えていいものかどうか、自信がなかったもので、あえて今回公表していません。

隠すものではないのです。ですけれども、よくある入札で、今後の価格の設定のために2番目以降がどのくらい下だったのか、次の入札に関する推測なりをするような要素があるということで、それで控えているというような話があって、今回、ここで伝えていいものであればというところのまだ自信がなかったもので、改めて調べさせていただいて、どこまで伝えていいのか、それを正式に、本当の正解、全国共通で正解というのがあるのかなのか分からないのですけれども、足寄町としてはこういう判断をしましたということで、その結果を踏まえて、また改めて違う機会にでも、例

えば委員会ですとか、そういうところでお話しさせていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 2番井脇昌美君。

○2番（井脇昌美君） 不正はないでしょうけれども、それが全てその価格は有効なわけで、有効という表現なのですからけれども、有効なのです。なぜ言えないのかという、そこが問題なのです。かえって疑問を与えるわけですよ。

例えば我々林業で、ちょっと話がずれますけれども、入札に関したことをお話しさせてもらいますけれども、国に関わる、例えばいろいろな管理署の入札が、有効価格があります。中には無効もありますよ、予定価格まで達しないという。全て落札者から2番札、3番札まで全部、会社名と落札率は全部公表しますから。分かりますか。それで、伏すということは何か、3番議員から、5番までもし出したらと、5社あったと言っていたでしょう。以前には出した記憶をしているのですよね、間違いなく。なぜ出せない、それを保護する行政側にもちょっと疑問を与えるのですよ。それを保護するという何か意図はあるのかなと。だから、言わんとすることは分かります。副町長の答弁の言わんとすることは分かりますけれども、それを保護する、我々が見たら保護と同じなのです。2番札の落札率も言わない、社名まで言えと言っているのではないのですから。以前にも3番議員が四、五年前か、もっと前になりますかね、質疑したこと、僕はきちんと覚えているのですよ。そうしたら何かしらきちんと物差しで測ったような金額なのです、数千万円でも。

だから、私ら林業人からすると非常に不自然だと、それをなおさら一切言えませんからという、発注者側と何かそのことが言えない事情はあるのかなと。そういうふうに逆に、疑うわけでないけれども疑問が残ってしまうわけです。だからといって、

全て先ほどの、旭町コミュニティセンターの落札に対しては、しっかりと全員が賛成はしてくれたわけですから、落札に対して疑問を持ったわけでもないですけれども、今後、それはあり得ないです。落札率というものは、例えば5社あったら5社まで言うことはないですけれども、3番まで言うとか、国がそうですから。なぜ町のサイドでそれが言えないのかなと、これは疑問です。その辺、そうすれではなくて、今後いろいろな中で調べておいてください。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） ちょっと違う例なのですけれども、これまでも予定価格を公表していないものがあって、それが見積り合せとかで終わった後、業者さんから予定価格は幾らでしたというのを聞かれることがよくあるのですね。過去にはそれを予定価格を公表していたのですけれども、それが望ましくないとかということで、また時代とともに変わってきたりしていて、過去にそうだったからというところで、今、自信がなかったんで、取りあえず公の場で公表するのは今回差し控えたいなというところで、別にルール上問題なければ当然公表すべきだというふうに考えていますので、きちんと足寄町のルールをしっかりと定めて、今後またそういう機会がありましたら必ず報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 2番井脇昌美君。

○2番（井脇昌美君） 分かりました。

ただ、私、前回、公表を聞かせていただいて非常に疑問が残る、数千万円の中で5万円ずつ刻むのですから、こんなことありませんから。2番札が5万円安い、3番札が5万円安い。だから、それはそれとしても、あまり町がそれをガードすると、お互いのあうんの中でね、そういうことはないのです。だけれども、思う場合もあるということです。やはり疑問を持たれないような、建設協会にもそういう意見が議会で

出たということもお話ししてもらっていいですから、やはり公表すべきは公表するべきだと思うのですよ。あと、議員のほうから落札率は何ですかという質問がなかったら余計なことは言うことはないのですから。質疑あったときには、しっかりとその中で範囲内で正しい数値を示していただきたいということです。

終わります。

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 今、井脇議員がおっしゃるとおりで、私も何度も質問させていただきました。それで、何度かしたうちの一つは、執行者側から入札率を言っていたいただいたこともあったので、驚きました。そういうこともあったのです、これまでにね。

そして、入札の件につきましては、議員がこういうことを聞く資格があるのかとかとって、議会に数名来られて、私たち、井脇議員、御存じだと思いますけれど、そういうことがありました。

私たちが知りたいのは、今、物価高騰、資材の不足、いろいろな絡みの中で、こうやって地元の業者の方を応援する意味で、指名競争入札にしているわけですので、やはりそのところ、仕事を受ける側も、町のことをおもんばかってしていただくのが、私たちは考えているところなのです。そこで、指名競争入札は、こちらのお受けになった斉藤井出建設と森下組と別の全然違うタイプなのだけれども、入札率を知るということは勉強になりますので、やはりこのところは公表をはばかることなくしていただければありがたいなと思っていますところなのです。

別に答弁は要りませんけれども、今後、差し支えなければということで質問させていただきますので、今後、用意していただければありがたいなと思っています。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 85 号特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 85 号特別養護老人ホーム・デイサービスセンター新築（外構）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 86 号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第 5 議案第 86 号児童生徒用タブレットパソコン一式購入売買契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 丸山一人君。

○教育次長（丸山一人君） ただいま議題となりました、議案第 86 号児童生徒用タブレットパソコン一式購入売買契約について、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書 7 ページをお開き願います。

令和 7 年 6 月 6 日、足寄町財務規則に基づき、随意契約に付した児童生徒用タブレットパソコン一式購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会

の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、小中学校児童生徒用タブレットパソコン一式購入です。

契約の方法は、随意契約による契約でございます。

今回、タブレットパソコンの購入につきましては、北海道教育長が購入を希望する自治体の希望台数等を取りまとめ、共同購入する形となりました。

令和 7 年 3 月 18 日に入札が行われ、契約すべき事業者が決定し、各自治体に必要台数が割り振られたものでございます。

契約の金額は、2,310 万 9,900 円。

契約の相手方は、札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、東日本電信電話株式会社、執行役員 北海道事業部長 島津泰氏でございます。

納入期日は、令和 8 年 3 月 31 日でございます。

8 ページに別紙といたしまして、内訳書を添付しておりますので、御参照お願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 86 号児童生徒用タブレットパソコン一式購入売買契約について

の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号児童生徒用タブレットパソコン一式購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第87号から議案第88号まで

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第6 議案第87号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第3号）並びに追加日程第7 議案第88号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第87号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第3号）及び議案第88号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

追加補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第87号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,730万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目道路新設改良費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、町道整備工事に伴う配水管移設工事負担金といたしまして

180万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

8ページ上段になりますが、第22款町債、第1項町債、第3目過疎対策事業債におきまして、南6条6号通外1路線整備事業債といたしまして190万円を計上いたしました。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

以上で、議案第87号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

次に、議案第88号令和7年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の予定額に資本的収入額として180万7,000円、資本的支出額として441万1,000円をそれぞれ追加し、資本的収入の予定額を5,638万4,000円、資本的支出の予定額を9,442万円とするものです。

資本的収入及び支出の予定額の補正に伴い、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を3,803万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を323万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金を3,479万7,000円にそれぞれ改めるものでございます。

支出から申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備工事費におきまして、道路改良工事に伴う配水管移設工事といたしまして441万1,000円を計上いたしました。

次に、収入について申し上げます。

第1款資本的収入、第2項工事負担金、第1目工事負担金におきまして、道路改良工事に伴う配水管移設工事負担金といたし

まして、１８０万７,０００円を計上いたしました。

以上で、議案第８７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第３号）及び議案第８８号令和７年度足寄町上水道事業会計補正予算（第２号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第８７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第３号）の件の質疑を行います。

８ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） ３ページにお戻りください。

第２表、地方債補正、変更１件、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第８７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第３号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第８７号令和７年度足寄町一般会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

１１ページをお開きください。

これから、追加日程第７ 議案第８８号令和７年度足寄町上水道事業会計補正予算（第２号）の件の質疑を行います。

１４ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第８８号令和７年度足寄町上水道事業会計補正予算（第２号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第８８号令和７年度足寄町上水道事業会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第８ 議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。こ

れに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定いたしました。

令和7年第2回足寄町議会定例会を閉会します。

午後 2時30分 閉会

◎ 閉会中継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第9 閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これで、本日の会議を閉じます。

令和 7 年第 2 回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員